

平成 22 年 3 月吉日

特別口座で株式をご所有の株主様へのご案内

名古屋市港区いろは町 1-23
日東エフシー株式会社

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成 22 年 2 月 19 日（金）開催の取締役会におきまして、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日（木）をもって当社の 1 単元の株式の数を現在の 1,000 株から 100 株に変更する旨の決議を致しました。

これに伴い、平成 22 年 4 月 1 日（木）以降は、東京証券取引所および名古屋証券取引所での取引単位が現行の 1,000 株から 100 株へ変更されますので、下記のお手続きにつきご案内申し上げます。

敬具

記

1. 特別口座内の単元株式のお取扱いについて

特別口座に当社株式をご所有の株主の皆様におかれましては、証券会社等の口座と異なり、特別口座のままでは単元株式の売買が出来ません。つきましては、当社株式の取引単位の変更を機に、証券会社等にご本人の口座を開設（既に開設されている場合は不要です。）し、特別口座から証券会社等の口座にご所有株式の振替請求を行う事をお勧め致します。

2. 特別口座内の単元未満株式のお取扱いについて

単元未満株式につきしては、平成 22 年 4 月 1 日（木）以降 1 株から 99 株についてのみ買取請求または買増請求が可能となります。100 株の整数倍に相当する部分につきましては、特別口座から証券口座等にお振替をいただきませんと、特別口座内での売買が出来ませんので、お早めに 特別口座から証券会社等の口座にご所有株式の振替請求を行う事をお勧め致します。

以上

振替請求に関するお手続き、および単元未満株式の買取請求または買増請求に関するお手続きにつきましては、下記の特別口座の口座管理機関までお問い合わせ下さい。

（特別口座 口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

0120-232-711（通話料無料）